

第1422回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和2年1月9日 木曜日
開会 9時45分 閉会 11時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 奥野 史子
委 員 星川 茂一
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9時45分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1421回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案3件

イ 非公開の承認

議案3件について、市長の作成する議会の議案に対する意見の申出に関する案件及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第3条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第34号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

(事務局説明 末浪 学校事務支援室担当課長)

当該条例のうち、「旅費」に関する改正について御説明させていただく。

説明資料2枚目をご覧ください。現行の「関係法令」を載せており、職員の旅費については、地方自治法第204条第3項により、条例で定めることとされており、本市教職員の旅費については、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」の中で定めているが、市長部局が所管する京都市旅費条例を準用するものと定めている。

本件については、この度、市長部局において、2月市会で「旅費制度のうち、日当の廃止及び宿泊料の見直し」を反映した「京都市旅費条例の一部を改正する条例」の提案が予定されているため、教職員の旅費についても準用している箇所を市長にまとめて改正されるよう依頼するための議案になる。

では、改正内容について説明させていただく。説明資料1枚目にお戻りいただきたい。資料一番下に、参考として「泊を伴う市外出張旅費」の内訳を記載しているが、泊付きで出張に行った場合、往復の交通費のほか、現地交通費相当・昼食代相当としての日当と宿泊料が旅費として支給されることになる。

今回は、このうち日当と宿泊料について、見直すものである。

まず、「市外旅行1日につき2,300円の日当の廃止」についてであるが、日当とは、目的地のある同一市町村内等を移動する場合の交通費相当（＝現地交通費）及び昼食代相当を旅費の一部として支給するものであり、それぞれ半額の1,150円ずつで構成されている。旅費の本来の考え方は「実費弁償」であるが、「日当」といった形で定額を支給することで、現地での移動に要する細かい交通費を算出しなくてもよいというメリットがあり、これまでから、国や多くの自治体で活用してきた制度になる。

一方で、京都市においては、「庶務事務システム」という本人入力による自動計算システムを導入し、出張先での細かい移動に要する交通費の算出も容易にできる環境が整い、より実情に即した支給が可能となったことから、現地交通費についても実費支給に改めるものである。

教職員についても、「教職員庶務事務システム」という教育の独自システムではあるが、市長部局と同じ仕様のシステムを導入しているため、市長部局に準じて改正を考えているものである。

また、昼食代相当についても、今日の社会通念を踏まえ、廃止をすることとしたい。

次に、「宿泊料の見直しについて」であるが、宿泊料は、これまで職務の級、すなわち役職に応じて、校長の場合1泊につき13,100円、校長以外は11,400円を支給したものを見直し、職務の級（役職）にかかわらず、宿泊地域を甲地方・乙地方に分けて支給する案になる。

甲地方・乙地方の分類分けは、国家公務員に適用される法律、いわゆる旅費法を準用している。

宿泊料の額については、他都市の宿泊料や本市職員が利用した実績のある宿泊施設の相場などを調べ、職員に持ち出しが生じないようより実費に即したところで額を設定している。

以上、「日当の廃止」「宿泊料の見直し」のいずれも実施時期は令和2年4月1日を予定している。

最後に「今後の予定について」であるが、1月中旬に市長部局（行財政局）が条例改正案を市長決定し、2月市会に提案される予定となっている。

3月25日の本会議（会期末）で議決された場合には、3月下旬に規則レベルでの改正（引率に係る日当規定等の教員特有の規定の整備）を諮らせていただく予定である。

なお、この度の旅費の見直しは、日当の廃止という点では、指定都市では大阪市、相模原市に次いで3例目、宿泊料の見直しに関しては大阪市に次いで2例目という、他都市に先駆けての見直しになる。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】 今回の見直しに伴う影響額はどれくらいか。

【事務局】 約2,400万円の削減を見込んでいる。

【野口委員】 宿泊するホテル料金が条例で定める宿泊料と異なる場合の支給額はいくらになるか。

【事務局】 条例で定める宿泊料の定額を支給している。ただし、修学旅行等で児童生徒引率を伴う場合は、定額を上限に実費支給している。

【奥野委員】 宿泊料の見直しに伴う「甲地方・乙地方」の基準の考え方について、説明願いたい。

【事務局】 東京都特別区・指定都市のうち、物価水準に応じて支給されている公務員給与の地域手当が10%以上の都市を甲地方、それ以外を乙地方としており、国と同じ基準を用いている。

（議決）

教育長が、議第34号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第35号 京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について

（事務局説明 瑞慶覧 学校統合推進室担当課長）

右京区の高雄中学校と双ヶ丘中学校の学校統合に関しまして、京都市立中学校条例の一部を改正する条例案を市会に上程いたしますので、資料に基づき概要について説明させて

いただく。

今後も生徒数の減少が見込まれている高雄中学校の子どもたちの望ましい教育環境の在り方について、高雄、御室、花園、宇多野の関係4学区の自治連合会及びPTAで構成された「双ヶ丘・高雄中学校統合準備委員会」におきまして協議が進められた結果、高雄中学校を双ヶ丘中学校に統合することが合意され、令和元年9月9日に統合要望書が教育委員会に提出された。

本市としては、統合要望書の内容を尊重し、令和3年4月に、双ヶ丘中学校の校名を変更することなく、高雄中学校を双ヶ丘中学校に統合するため、高雄中学校を廃止する条例改正案を、令和2年2月市会に上程するものである。

なお、「統合要望書の内容の(3)」にあるとおり、学校統合により、高雄学区のどの地域の生徒も現在より遠距離通学となるため、バス通学費の全額支給を検討するなど、高雄学区の生徒及び保護者に最大限配慮して学校統合を進めてまいりたいと考えている。

生徒数については、高雄中学校の生徒数は現在55名で、今後も減少する傾向にあります。令和3年度、統合時に想定される生徒数は、双ヶ丘中学校が446名、高雄中学校が49名で合計495名。15学級となり、学校統合により1学級増加となる見込みである。

今後の予定ですが、令和2年2月市会で改正条例案を議決いただけた場合は、学校統合に向け以下のとおり、具体的な取組を進めてまいります。

まず、通学シミュレーションについては、統合後、高雄学区の生徒は、西日本JRバスの一般路線を利用した通学を想定しており、安全面などを確認するため、学校間交流などの機会に、登下校の通学シミュレーションを2回程度実施する予定である。

次に、学校間交流については、統合時に高雄中学校の生徒が円滑に学校生活に順応できるよう、今年度から両校の中学1年生の交流の機会として、生き方探究館でのファイナンスパークや青少年科学センターでの合同学習を実施している他、以前から要望が強かった、部活動交流を統合に先行して実施しており、現在、サッカー部とバドミントン部が部活動で交流している。なお、サッカー部においては、中体連主催の京都市中学校体育大会秋季大会に合同チームで出場し、予選トーナメントを突破するなどの活躍も見られる。

来年度は、さらなる事前交流の取組として、定期考査の共通化や令和3年度に実施する修学旅行の事前学習の合同実施などに取り組む予定としている。

最後に、両校PTAの規約改正については、統合年度の双ヶ丘中学校PTA役員に高雄学区の保護者が参画できるよう、双ヶ丘中学校PTAの規約及び選挙細則の改正を進めるとともに、現在、小中合同となっている高雄校PTAについて、高雄小学校PTAとして活動できるよう、令和2年度中に規約の改正を進めてまいります。

この他、令和3年度の開校に向けて、教育構想や学校施設の整備を進めるなど、地元の皆様方の御要望の趣旨を踏まえ、市議会の御理解・御支援をいただきながら、新しい学校づくりに取り組んでまいります。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】交通費を全額公費支給するとのことだが、他の地域で支給している例はあるのか。

【事務局】東山開晴館の統合の際に支給している。

【教育長】統合に関わらず、片道の乗車距離が4km以上の児童、6km以上の生徒は基準額を超える分を支給している。また、校長が認めた者についても公共機関での通学を認めている。不公平感はあるかもしれないが、行政施策として学校統合を行い、結果として遠距離通学となるため、公費で交通費を支給する。

【奥野委員】通学距離は何kmになるのか。一番長い通学距離は何kmか。

【事務局】双ヶ丘中学校へは一番近い生徒でも約2.5kmあり、高雄学区生徒全員の通学距離が今の通学よりも長くなる。また、小野郷地区を含めると最大16.1kmになる。高雄学区では「山城高雄」バス停付近。そこから双ヶ丘中学校へは約6.5kmある。通学手段としては、JRバスと市バスが運行しており、特にJRバスは通学するのに十分な本数が運行されているので、JRバスでの通学を想定している。

【奥野委員】高雄小学校の統合に向けた検討を行っているのか。

【事務局】地域の意向から、すぐに小学校を統合することにはならない。

(議決)

教育長が、議第35号 京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について各委員「異議なし」を確認、議決。

議第36号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 榎木 総務課長)

議第36号「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、資料に基づき、説明申し上げる。

地方自治体の職員の定数については、地方自治法第172条第3項により、条例で定めることになっている。この規定に基づき、行財政局が2月市会において令和2年度の職員定数を反映した「京都市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定について提案するにあたり、教育委員会関係分の改正を市長に依頼するための議案である。

なお、この職員定数は職員数の上限という位置づけの数字となるので、実際の職員数は職員定数よりも少なくなる。また、平成29年度より府費負担教職員の給与費が府から移譲されたことに伴い、市立小・中・総合支援学校の「旧府費負担教職員」も本条例の対象となっている。

令和2年度については昨年度比で12名増を予定しており、その主な内容について説

明する。

定員管理計画による削減については、本市ではこれまでから職員定数の適正化などによる人件費の抑制に取り組んでおり、「はばたけ未来へ！京プラン」において平成23年度から令和2年度までの10年間に1,400人の職員を削減する「部門別定員管理計画」を掲げ、定員適正化に努めてきた。教育委員会においては、平成24年度から平成27年度の4年間で、計画を上回る合計189人を削減して、目標を達成し、さらに、平成28年度からの後期5年間については、全市で800人、うち教育委員会では100人の削減を目標として定めている。この計画に基づき、令和2年度においては、校長・教員5人、管理用務員9人、給食調理員10人、指導主事等1人の計25人分の定数を定員管理計画（退職不補充・会計年度任用職員化等）により減員する。なお、小・中・義務教育学校・総合支援学校の教員等、いわゆる旧府費負担教職員については、定員管理計画による減員等の対象とはなっていない。

校長・教員の基礎定数の減については、各校種の児童生徒数の自然増減や学校統合等の影響を反映し、校長・教員で9人減員する。

校長・教員の加配定数の改善については、国の加配定数の改善見込と、本市からの申請増の影響を反映して、50人の増員を見込んでいる。

小学校・中学校において、通級指導を充実させるため、教員を2人増員する。

京北第一小学校、京北第二小学校、京北第三小学校及び周山中学校の統合に伴い、管理用務員を2人、給食調理員を4人減員する。

最終的に12人を増員し、令和2年度条例定数を「8,965人（うち校長及び教員7,510人）」と改正したい。なお、説明した増員数や減員数は、今後行財政局と協議を進めていく中で変更する可能性がある。

（委員からの主な意見）

【星川委員】 加配定数の50名増の内容を教えて欲しい。

【事務局】 主には英語の専科教員や中学校の生徒指導加配の増などを見込んでいる。申請数なので、実際に措置されるかは未確定だが、上限として条例定数を引き上げたいと考えている。

【星川委員】 加配定数については、これから数値が固まってくるということであったか。

【事務局】 現在、国に申請している段階であり、そのとおりである。

（議決）

教育長が、議第36号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について各委員「異議なし」を確認、議決。

（4）その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

- 12月28日 エムケイ観光バス株式会社設立20周年記念パーティ
1月5日 京都市少年合唱団第60回修了演奏会
1月7日 京都市×セブン-イレブン・ジャパン『地方創生包括連携協定』
関連事業

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時00分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長